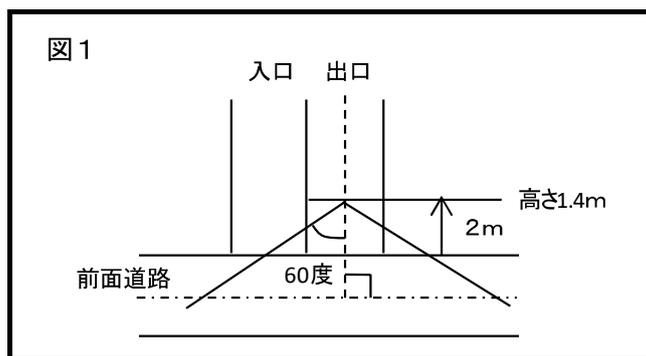


## 路外駐車場(駐車面積 500 m<sup>2</sup>以上)の整備基準

|   |   |
|---|---|
| 道路<br>交通<br>法<br>関<br>係   | <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか  |
|   | <input type="checkbox"/> トンネルに設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く)  |
|   | <input type="checkbox"/> 交差点の側端から5m以内に設けていないか(国土交通大臣の認めたものを除く)  |
|   | <input type="checkbox"/> 道路の曲がり角から5m以内に設けていないか(国土交通大臣の認めたものを除く)   |
|   | <input type="checkbox"/> 横断歩道、自転車横断帯の前後の側端から5m以内に設けていないか  |
|   | <input type="checkbox"/> 安全地帯の設けられている道路の左側の部分や安全地帯の前後の側端から10m以内の部分に設けていないか(国土交通大臣の認めたものを除く)   |
|   | <input type="checkbox"/> 乗合自動車の停留所やトロリーバス、もしくは路面電車の停留場を表示する表示柱または表示板から10m以内に設けていないか(国土交通大臣の認めたものを除く)  |
|   | <input type="checkbox"/> 踏切の前後の側端から10m以内に設けていないか  |
|   | <input type="checkbox"/> 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内に設けていないか   |
|   | 出入口<br>の<br>構造  |
| <input type="checkbox"/> 橋に設けていないか(国土交通大臣の認めたものを除く)   |   |
| <input type="checkbox"/> 前面道路の幅員が6m以上あるか(国土交通大臣の認めたものを除く)   |   |
| <input type="checkbox"/> 前面道路の縦断勾配が10%以下か   |   |
| <input type="checkbox"/> 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けているか(ただし、歩行者の通行に著しい支障をきたす場合などを除く)   |   |
| <input type="checkbox"/> 駐車用スペースが6,000m <sup>2</sup> を超える場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上離れているか(前面道路に中央分離帯などがある場合を除く)                                      |   |
| <input type="checkbox"/> 自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要に応じて1.5m以上の隅切りを設けているか   |   |
| <input type="checkbox"/> 出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見渡すことができ、歩行者等の確認ができるか(図1を参照)<br>※自動二輪車専用駐車場又はその部分については【 】内の数字を適用 |   |
| 車路の<br>構造   | <input type="checkbox"/> 車路の幅員が相互通行の場合は5.5m【3.5m】以上、一方通行の場合は3.5m【2.25m】以上あるか(ただし、一方通行の場合、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行者が通行しない箇所については2.75m【1.75m】以上とすることができる)<br>※自動二輪車専用駐車場又はその部分については【 】内の数字を適用 |



## 路外駐車場(駐車面積 500 m<sup>2</sup>以上)の整備基準

以下の基準は建築物である駐車場にのみ適用

|          |   |
|----------|---|
| 車路、車室の構造 | <input type="checkbox"/> 駐車場のはり下高さが、車路では2.3m、車室では2.1m以上あるか  |
|          | <input type="checkbox"/> 車路の屈曲部において、5m【3m】以上の内のり半径を確保しているか(機械式のターンテーブルを用いている場合を除く)<br>※自動二輪専用駐車場又はその部分については【 】内の数字を適用する |
|          | <input type="checkbox"/> 車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、滑りにくい素材を用いているか  |
| 避難階段     | <input type="checkbox"/> 直接地上に通じる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段及びこれに代わる設備を設けているか  |
| 防火区画     | <input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、路外駐車場と当該施設とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しているか                                |
| 換気装置     | <input type="checkbox"/> 駐車場の床面積1m <sup>2</sup> あたり毎時14立方メートル以上の換気能力を持つ換気装置を設置しているか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上あるか   |
| 照明装置     | <input type="checkbox"/> 車路の路面については10ルクス以上、車室の床面については2ルクス以上の照度を保つために必要な照明装置を設けているか                                      |
| 警報装置     | <input type="checkbox"/> 自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか   |
| 特殊な装置    | <input type="checkbox"/> 特殊な装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があるか  |

## 管理規程に記載が必要な事項

駐車場名

駐車場管理者の氏名、住所および連絡先

駐車場の供用時間(休業日、開始・終了時刻について)

駐車料金(不当に高額でなく、特定の利用者に対し差別的でない価格で、上限額を記載すること)

供用契約に関する事項(駐車場での自動車の滅失、損傷時の損害賠償についての説明を含めること)

駐車場の構造上駐車することができない自動車(あるいは駐車可能な自動車の大きさ等について記載すること)

燃料販売、自動車修理など駐車場内で行う附帯業務の有無

## 供用時間等の明示

路外駐車場利用者の見やすい場所に供用時間および駐車料金の額を明示しているか